

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
001	令和5年04月01日	令和5年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務	89,803,754		89,803,754	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
002	令和5年04月01日	令和5年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務	16,500,000		16,500,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和5年04月01日	令和5年度省エネ行動促進プログラム実施業務	9,840,000		9,840,000	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和5年04月01日	令和5年度子どもエコライフチャレンジ推進事業	12,551,055		12,551,055	環境政策局地球温暖化対策室	特定非営利活動法人気候ネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和5年04月01日	令和5年度京都脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務	12,700,000	13,200,000	13,200,000	環境政策局地球温暖化対策室	公益財団法人京都市環境保全活動推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和5年04月03日	令和5年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乗せ設置促進事業補助金の申請確認等業務	6,957,500		6,957,500	環境政策局地球温暖化対策室	一般社団法人京都市建築士事務所協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007	令和5年05月15日	令和5年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務	10,870,000		10,870,000	環境政策局地球温暖化対策室	中外テクノス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和5年06月28日	京都市脱炭素先行地域創出に関するコンソーシアム運営等事業に関する業務	32,578,000		32,578,000	環境政策局地球温暖化対策室	株式会社イー・コンサル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
009	令和5年08月10日	大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託	759,371,800		759,371,800	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	株式会社NTTマーケティングクトP r o C X	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
010	令和5年04月01日	使用済み蛍光灯の処理・処分等業務	予定総額 5,280,000		5,280,000	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	野村興産株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和5年04月01日	リユースびん等の拠点回収に係る業務委託	14,466,940		14,466,940	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京都硝子埴間屋協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和5年04月01日	し尿収集及び運搬業務委託	予定総額 284,870,560		284,870,560	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	京和産業株式会社、有 限会社大成 浄美社、大同興業株式会社、有 限 会社和田産業、有 限 会社共栄産 業、日進浄化槽センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和5年04月01日	し尿前処理施設保守管理業務委託	9,130,000		9,130,000	環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課	三菱化工機アドバンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和5年04月01日	令和5年度一般廃棄物処分委託(南部クリーンセンター・焼却灰分)	予定総額 113,322,000		113,322,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和5年04月01日	令和5年度一般廃棄物処分委託(東北部クリーンセンター・焼却灰分)	予定総額 77,770,000		77,770,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和5年04月01日	令和5年度一般廃棄物処分委託(北部クリーンセンター・焼却灰分)	予定総額 51,108,000		51,108,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和5年04月01日	令和5年度一般廃棄物処分委託(南部クリーンセンター・ばいじん分)	予定総額 81,105,000		81,105,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和5年04月01日	令和5年度一般廃棄物処分委託(東北部クリーンセンター・ばいじん分)	予定総額 44,440,000		44,440,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和5年04月01日	令和5年度一般廃棄物処分委託(北部クリーンセンター・ばいじん分)	予定総額 28,888,000		28,888,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	大阪湾広域臨海環境整備センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和5年04月01日	令和5年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託	153,595,200		153,595,200	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
021	令和5年04月01日	令和5年度橋大路学園プラスチック類中間処理業務委託	予定総額 78,750,000		78,750,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	社会福祉法人京都国際社会福祉協力会	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
022	令和5年04月01日	令和5年度選色カレット選別再資源化業務委託	予定総額 11,784,520		11,784,520	環境政策局適正処理施設部施設管理課	株式会社タカハシ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023	令和5年04月01日	令和5年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託	18,871,000		18,871,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市北部クリーンセンター関連施設フェール管理運営協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和5年04月01日	京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務委託(第2期)	142,580,800		142,580,800	環境政策局適正処理施設部施設管理課	京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営グループ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
026	令和5年07月31日	京都市南部クリーンセンター持込ごみ自動計量システム事前予約及びキャッシュレス決済対応改修委託	58,850,000		58,850,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和5年07月31日	京都市東北部クリーンセンター持込ごみ自動計量システム事前予約及びキャッシュレス決済対応改修委託	27,357,000		27,357,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和5年04月01日	令和5年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その1)	39,800,000		39,800,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	J F E エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和5年08月01日	令和5年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託(その2)	73,280,000		73,280,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	J F E エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029	令和5年04月01日	令和5年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託(その1)	304,845,000		304,845,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
030	令和5年04月01日	令和5年度京都市橋大路学園プラント設備保守管理委託(その1)	10,340,000		10,340,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	植東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
031	令和5年10月01日	令和5年度京都市橋大路学園プラント設備保守管理委託(その2)	5,830,000		5,830,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	植東開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
032	令和5年04月01日	令和5年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託	15,387,000		15,387,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	環境計測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033	令和5年06月29日	京都市北部クリーンセンター整備工事 たし、耐火物等整備工事	83,250,000		83,250,000	環境政策局適正処理施設部施設管理課	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
034	令和5年07月31日 令和5年度京都市横大路学園供給コンベア放水装置整備委託	7,700,000		7,700,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	植菓開発工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035	令和5年08月28日 京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、自動火災報知設備改修工事	48,880,000		48,880,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	能美防災株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
038	令和5年08月08日 令和5年度京都市東北部クリーンセンターの大気観測局大気中塩化水素濃度連続分析計整備委託	8,415,000		8,415,000	環境政策局適正処理施設部施設整備課	環境計測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
037	令和5年04月01日 令和5年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その1)	75,900,000		75,900,000	環境政策局南部クリーンセンター	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
038	令和5年07月31日 令和5年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その2)	330,000,000		330,000,000	環境政策局南部クリーンセンター	日立造船株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和5年04月01日 令和5年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム保守管理委託	12,430,000		12,430,000	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社アセック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和5年04月01日 令和5年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	11,895,200	予定総額	11,895,200	環境政策局東北部クリーンセンター	株式会社掘場テクノサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041	令和5年04月01日 令和5年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その1)	337,580,000		337,580,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和5年06月08日 令和5年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託	44,000,000		44,000,000	環境政策局東北部クリーンセンター	島津システムソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043	令和5年09月29日 令和5年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その2)	94,800,000		94,800,000	環境政策局東北部クリーンセンター	川崎重工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044	令和5年04月01日 令和5年度京都市北部クリーンセンターごみ計量機データ処理システム保守管理委託	33,550,000		33,550,000	環境政策局北部クリーンセンター	クボタ環境エンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
045	令和5年04月01日 令和5年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託	8,217,000		8,217,000	環境政策局北部クリーンセンター	株式会社島津アクセス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
048	令和5年04月01日 令和5年度京都市東部山間埋立処分地車両管理システム保守管理委託	8,800,000		8,800,000	環境政策局埋立事業管理事務所	シンワシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和5年度住宅の再エネ地産地消・地域循環推進事業に関する業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草池ノ内町13

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

### 6 契約金額（税込み）

89,603,754円

### 7 契約内容

- (1) 「京都再エネクラブ」の運営及び既存システムの運用、更新、維持管理
- (2) クレジット売却及びポイント還元
- (3) 太陽光発電設備及び蓄電池等の一体的な導入支援
- (4) 相談及び問い合わせ対応窓口
- (5) 広報
- (6) 加盟店登録窓口及び利用先店舗の拡充

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務における、システムの構造やその機能、地域ポイント利用先の拡充手法、市民への利用促進方法等は、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格以外の要素について比較したうえで、契約相手を選定することが不可欠であることから、公募型プロポーザル方式をとり、各事業者の提案内容を評価したうえで随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）を行った。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和5年度「エコ学区」ステップアップ事業に係る学習会等支援業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和5年4月1日

### 4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区深草池ノ内町13番地  
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

### 6 契約金額（税込み）

16,500,000円

### 7 契約内容

- (1) 学習会、環境啓発ブースの出展及びブース型学習会の募集・企画・運営
- (2) エコ学区への活動支援
- (3) 取組の発信・周知の誘導・事業者等とのマッチング
- (4) 情報報告及び提供
- (5) 京都環境賞への対応
- (6) 実施結果等報告

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、地域ぐるみで地球温暖化について学び、その知識を地域活動に反映させることが必要である。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②地域活動に関わる業務の経験が豊富であること、③多様なエコ活動に関する講師又は団体の派遣が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式をとり、随意契約を行った。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度省エネ行動促進プログラム実施業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京内畑町4-1番3  
特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
- 6 契約金額（税込み）  
9,840,000円
- 7 契約内容
  - (1) 家庭の省エネ診断に関する窓口業務
  - (2) 家庭の省エネ診断会の実施
  - (3) うちエコ診断士の派遣
  - (4) 診断士による各家庭に対する提案方法の管理・監督
  - (5) 効果測定及びアフターフォローの実施
  - (6) 診断方法の運用改善及び診断士の研修
  - (7) CO<sub>2</sub>削減効果の分析及び資料作成
  - (8) 周知
  - (9) 連絡・調整
  - (10) 報告

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務では、エコ学区等に対して「家庭の省エネ診断」を実施する必要がある。そこで、①「うちエコ診断」の実施機関であること、②本業務を実施可能な「うちエコ診断士」の人数が確保されていること、③地球温暖化問題や省エネ等に精通していること、④地域活動に関わる業務の経験が豊富であることが求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式をとり、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度こどもエコライフチャレンジ推進事業
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区帯屋町574番地  
特定非営利活動法人気候ネットワーク
- 6 契約金額（税込み）  
12,551,055円

### 7 契約内容

- (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」の作成
- (2) 学習用動画・マニュアルの作成
- (3) エコライフ診断書の作成
- (4) システム改修及び全校実施
- (5) 紙版診断書の配送
- (6) 小学校への対応
- (7) 運営会議の開催
- (8) 実施報告書等の作成
- (9) 私立小学校への対応
- (10) 京都市の脱炭素先行地域における特別授業への対応

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、次代を担う子ども達に対する地球温暖化問題に関する啓発活動として、本事業を平成17年から継続実施している。

本事業は、全市立小学校等で、教員が実施する環境学習の授業において、冊子「こどもエコライフチャレンジ」を用い、効果的な環境学習を行い、対象児童たちが、2～3週間程度の一定期間、同冊子を活用し、日常生活における地球温暖化問題について、自ら考え、体験することを通じて、家庭でのエコライフの実践継続を図ろうとするものである。

したがって、本事業の実施、運営に当たっては、社会における市民生活に伴う二酸化炭素排出量の現状や、その減少のための対策について、各種専門的な知見を有し、冊子「こどもエコライフチ

チャレンジ」の作成、配送、取組結果の集計・解析に必要な能力、経験、機器を有していることが必要不可欠な条件である。

更に、全市立小学校等及び京都市教育委員会指導部学校指導課との連絡、調整等が必要であり、人的ネットワークとこれらを後方支援できる組織体制が整っていることも不可欠な条件となる。

以上のとおり、本事業遂行のための事業者選定に当たっては、各条件等を問題なく受け入れられること、また、環境学習という特殊性に鑑みると、同学習に関する熟成したノウハウが求められることから、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、公募型プロポーザル方式をとり、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）を行った。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和5年4月1日  
(変更後) 令和5年7月27日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草池ノ内町13  
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 12,700,000円  
(変更後) 13,200,000円
- 7 契約内容
  - (1) 企業等連携によるプロジェクトの創出及び実証支援
  - (2) 市民ワークショップ等の開催
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本業務については、事業者等とともに、市民が脱炭素ライフスタイルに転換するために取り組みやすいプロジェクトを創出し、実証支援や情報発信をすることや市民向けのワークショップを開催する必要がある。そこで、①地球温暖化をはじめとする環境問題全般に精通していること、②多様な事業者、NPO、専門家等との連携、協働が可能であること等が求められ、価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。そのため、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」及び「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(4)」に該当し、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式をとり、随意契約を行った。

なお、本事業のプロジェクトに対する寄付を受領したことから、プロジェクト実証に当たっての支援費について、寄付額相当分を増額する契約変更を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金の申請確認等業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和5年4月3日
- 4 履行期間  
令和5年4月3日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階  
一般社団法人京都府建築士事務所協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,957,500円
- 7 契約内容
  - (1) 補助金の説明及び相談への対応
  - (2) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する問い合わせへの対応
  - (3) 申請の受付
  - (4) 申請書類等の確認
  - (5) 申請者等への注意喚起
  - (6) 確認後の申請書類等の送付
  - (7) 補助金申請状況の報告
  - (8) 補助金等の効果的な普及啓発の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業における、補助金の普及啓発等は、契約相手の専門的な企画力等により大きく異なり、価格以外の要素について比較したうえで、契約相手を選定することが不可欠であることから、公募型プロポーザル方式をとり、各事業者の提案内容を評価したうえで随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）を行った。
- 9 根拠法令
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和5年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務

### 2 担当所属名

環境政策局地球温暖化対策室

### 3 契約締結日

令和5年5月15日

### 4 履行期間

令和5年5月15日から令和6年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市淀川区西中島7丁目1-5

中外テクノス株式会社

### 6 契約金額（税込み）

10,670,000円

### 7 契約内容

- (1) 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度（オンライン講習、データベース管理支援等）
- (2) 準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度（オンライン講習、省エネ・最適化診断等）

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、事業者排出量削減計画書制度等の効率的な推進を図るために実施するものであり、その実施には、エネルギー分野について専門的な技術及び能力を十分に持つ事業者のノウハウを活用する必要があることから、価格のみで事業者を選定する競争入札には適していないため、公募型プロポーザル方式をとり、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）を行った。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市脱炭素先行地域創出に関するコンソーシアム運営等事業に関する業務
- 2 担当所属名  
環境政策局地球温暖化対策室
- 3 契約締結日  
令和5年6月28日
- 4 履行期間  
令和5年6月28日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区梅田2丁目4-9ブリーゼタワー1階 SYNTH  
株式会社イー・コンサル
- 6 契約金額（税込み）  
32,578,000円
- 7 契約内容
  - (1) コンソーシアムの運営
  - (2) インパクトファイナンス実施に向けた仕組み構築
  - (3) 調査
  - (4) 情報発信
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

コンソーシアムの運営のほか間接補助事業執行、専門性を生かした調査業務の実施方法については、契約相手の専門的な技術力・企画力等により大きく異なり、価格以外の要素について比較したうえで選定することが不可欠であることから、公募型プロポーザル方式をとり、各事業者の提案内容を評価したうえで随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）を行った。
- 9 根拠法令
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
大型ごみ・死獣収集申込み及び持込ごみ事前予約に係る受付システムの構築及び運営に関する業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局  
循環型社会推進部まち美化推進課  
適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年8月10日
- 4 履行期間  
契約締結日の翌日から令和10年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号  
株式会社NTTマーケティングアクトP r o C X  
※株式会社両備システムズ（岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号）とコンソーシアムを結成
- 6 契約金額（税込み）  
759,371,800円
- 7 契約内容
  - (1) 大型ごみ及び死獣収集申込み  
大型ごみ及び死獣収集は事前申込制としており、大型ごみ収集の申込みについては、コールセンターへの電話もしくはインターネットでの申込み（一部FAX有）、死獣収集の申込みについては、コールセンターへの電話により行うこととしており、受付事務、統計情報処理及び受付伝票の管理等を効率的に行うため、電算化処理システムの導入などによる受付システムの構築及びコールセンターの運営などの受付業務全般を業務委託する。
  - (2) 持込ごみの事前予約  
持込ごみの事前予約については、コールセンターへの電話もしくはインターネットでの申込みにより行い、受付事務、統計情報処理及び受付伝票の管理等を効率的に行うため、電算化処理システムの導入などによる受付システムの構築及びコールセンターの運営などの受付業務全般を業務委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

専用システムの構築及びコールセンター運營業務については、契約の相手方により、提供しうる機能・操作性等が大きく異なり、同一の経費で提供されるサービス水準に著しい差が発生するおそれがあることから、専用システムの仕様をあらかじめ詳細に定めて価格競争による業者選定を行うのではなく、技術力や業務遂行能力などを総合的に判断するプロポーザル方式による業者選定を実施することとした。

プロポーザル方式による業者選定に当たっては、企画提案書等及びプレゼンテーションを基に審査を実施し、最も優れていた事業者を受託候補者に選定。選定後、本件業務の仕様について同社と協議を行ったうえ、委託契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
使用済み蛍光管の処理・処分等業務
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区高麗橋2丁目1番2号  
野村興産株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,280,000円
- 7 契約内容  
「使用済み乾電池等の広域回収・処理計画」（以下「処理計画」という。）に基づき、蛍光管の安全で適正な処理・処分を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
「水銀に関する水俣条約」の採択や、自治体に水銀含有製品の適正な処理の努力義務を課した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の公布など、近年、水銀含有製品の安全で・適正な処理の推進が求められている。  
こうした背景の下、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）と厚生省（当時）が、安全で適正な蛍光管の処理を担保するため、「処理計画」を策定しており、本市においても、更に適切な処理を行うため、全都清の「処理計画」に基づき蛍光管の処理・処分等を行うこととした。  
「処理計画」では各業務を行う委託業者があらかじめ指定されており、処理・処分については、野村興産株式会社を実施することとされているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの2-（1）-ウに基づき、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
リユースびん等の拠点回収に係る業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区島津町152番地  
京都硝子壺問屋協同組合
- 6 契約金額（税込み）  
14,466,940円
- 7 契約内容  
リユースびん等の回収、洗浄を行いリユースびん市場に循環させる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
リユースびん（リターナブルびん）拠点回収事業は、京都市内全域において、リユースびんの利用及び回収、再使用を促進することを目的としている。そのため、当該業務の遂行には、リユースびんの回収から出荷までを一貫して実施できる体制、多種多様なリユースびんとワンウェイびんの選別についての専門知識、及びリユースびんを洗浄する技術を必要とするとともに、リユースびんを確実にリユースできる酒造メーカーへの販路を確保していることが必須である。当該能力を有するのは、国内では専門の洗びん業者のみであり、全国びん商連合会によりエリアごとの洗びん業者が決まっていることから、京都エリアにおける洗びん業者は京都市硝子壺問屋協同組合のみである。  
このため、性質が競争入札に適しないもの（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）に該当することから、京都市硝子壺問屋協同組合と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
し尿収集及び運搬業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽角田町89番地  
京和産業株式会社  
  
京都市南区吉祥院新田二ノ段町58番地の2  
有限会社大成浄美社  
  
京都市西京区桂上野中町249番地  
大同興業株式会社  
  
京都市南区上鳥羽川端町201番地  
有限会社和田産業  
  
京都市南区上鳥羽南鉾立町48番地  
有限会社共栄産業  
  
京都府亀岡市安町大池11番地  
日進浄化槽センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）264,670,560円
- 7 契約内容  
本市の市域内のくみ取り便所において発生するし尿を収集し、し尿前処理施設に運搬する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を含む一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条において、受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることを求めている。

本市市域内の地理的条件等に精通し、長年の経験に基づく信用、技術により、円滑に業務を実施する能力を有し、上記の要件を満たす業者は、上記契約先である6業者のみであるため、本業務について随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
し尿前処理施設保守管理業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号  
三菱化工機アドバンス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
9,130,000円
- 7 契約内容  
し尿前処理施設の点検整備を行い、機能を損なうことなく正常に稼働させるために、経常の整備及び保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
し尿前処理施設は、三菱化工機株式会社の独自技術による設備の他、同社の設計及び設計思想を基にした指示に基づき、他社が製作した設備等を使用している。これら一連の設備全体をソフトウェアにより制御し、各設備が密接に連携しながら、施設全体が最適な稼働状態となることで、し尿等を最適な状態で下水道に放流するために必要な性能を発揮している。  
したがって、本業務のためには、個々の機器の構造及び詳細な技術情報だけではなく、各設備において必要な同社の独自技術及び施設全体の構造及び関連性を把握していることが必要である。  
本業務において必要な施設の詳細な技術情報は、他社には公開されておらず、詳細な情報を有する者は本設備のプラントメーカーである三菱化工機株式会社以外に存在しないが、三菱化工機株式会社が設置したプラント設備に係る維持管理、メンテナンス及びアフターサービスに係る業務については、それらを専門とした同社の子会社である三菱化工機アドバンス株式会社が担当しており、本業務を履行できる者は同社に限定されるため、同社との間に随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度一般廃棄物処分委託（南部クリーンセンター・焼却灰分）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島二丁目2番2号  
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）113,322,000円
- 7 契約内容  
南部クリーンセンターから発生する焼却残滓（焼却灰分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。  
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。  
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度一般廃棄物処分委託（東北部クリーンセンター・焼却灰分）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島二丁目2番2号  
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）77,770,000円
- 7 契約内容  
東北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（焼却灰分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。  
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。  
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度一般廃棄物処分委託（北部クリーンセンター・焼却灰分）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島二丁目2番2号  
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）51,106,000円
- 7 契約内容  
北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（焼却灰分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。  
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。  
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度一般廃棄物処分委託（南部クリーンセンター・ばいじん分）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島二丁目2番2号  
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）61,105,000円
- 7 契約内容  
南部クリーンセンターから発生する焼却残滓（ばいじん分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。  
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。  
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度一般廃棄物処分委託（東北部クリーンセンター・ばいじん分）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島二丁目2番2号  
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）44,440,000円
- 7 契約内容  
東北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（ばいじん分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。  
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。  
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度一般廃棄物処分委託（北部クリーンセンター・ばいじん分）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島二丁目2番2号  
大阪湾広域臨海環境整備センター
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）28,886,000円
- 7 契約内容  
北部クリーンセンターから発生する焼却残滓（ばいじん分）の大阪湾広域臨海環境整備センターでの埋立処分
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
大阪湾圏域広域処理場整備基本計画は、近畿の自治体や港湾管理者が実施する事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、近畿2府4県から発生するごみ等を受入れている。  
本市は内陸地にあり、新規の大規模な埋立地の建設が困難なため、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を可能な限り長く活用していかなければならない。そのためには焼却残滓の一部をほかの最終処分場に搬出する必要があり、近隣における最終処分場は、大阪湾広域臨海環境整備センターしかない。  
このため、大阪湾広域臨海環境整備センターと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市南部資源リサイクルセンター管理運営業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区桃山町本多上野84  
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）  
153,595,200円
- 7 契約内容  
京都市南部資源リサイクルセンターの管理運営業務（施設の管理運営及び資源物の選別処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の公の施設である横大路福祉工場について、平成11年度から、南部資源リサイクルセンターとしてリサイクル業務を実施している。  
この横大路福祉工場は、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会が平成29年4月1日から令和4年3月31日まで、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者となっており、南部資源リサイクルセンターの資源ごみの選別及び中間処理業務についてはその指定管理業務の範囲外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。  
さらに、同協力会はこれまでからも本市から委託を受けて南部資源リサイクルセンターを運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度横大路学園プラスチック類中間処理業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区桃山町本多上野84  
社会福祉法人京都国際社会福祉協力会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）78,750,000円
- 7 契約内容  
プラスチック類の中間処理及び処理過程に発生する異物の搬送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の公の施設である京都市横大路学園では、平成19年度から、本市が収集したプラスチック製容器包装の選別及び中間処理を行っている。  
京都市横大路学園は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法人京都国際社会福祉協力会を令和5年4月1日から令和11年3月31日の間、障害者の就労訓練に対する支援業務の指定管理者に指定しており、横大路学園のプラスチック類の選別及び中間処理業務についても、指定管理業務外ではあるが、障害者に就労訓練する場を提供することになり、同協力会に委託することは効果的かつ効率的である。  
さらに、同協力会はかねてから本市からの委託を受けて横大路学園を運営してきた実績と豊富な経験を蓄積しており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設にも該当する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 3 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度混色カレット選別再資源化業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市城東区中浜2丁目11番11号  
株式会社タカハシ
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）11,784,520円
- 7 契約内容  
京都市北部資源リサイクルセンター及び京都市南部資源リサイクルセンターにおいて、缶・びん・ペットボトルを選別する際に発生する混色カレット（「混色カレット」とは、上記施設のガラスびん選別ラインにおいて色選別できなかった、おおむね大きさ10mm前後の色混合のガラス片及び不純物等である。）の中から、ガラスびんの原料として資源化できるものを選別する再資源化業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
混色カレットは、売却や容リ協への引渡しが出来ないものであるため、通常は埋め立て処理するが、埋立処分地の延命化のために再資源化を行う必要がある。  
（株）タカハシは、選別不適物である混色カレットをさらに各色（白色、茶色、その他色）に色選別し、ガラスびんの材料へ再資源化する独自処理システムを有しており、当該処理システムが他社へ開示されていないことから、本業務を履行できる唯一の相手方である。  
なお、混色カレットの再資源化にあたっては、ガラスびんの材料への再資源化以外に アスファルト舗装の再生骨材への再資源化という従来手法もあるが、再生骨材は需要が少なく、製造コストが高いため、本業務によるガラスびんの材料への再資源化の方が著しく安価で契約することが可能である。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市北部クリーンセンター関連施設管理運営業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27番地の1  
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会
- 6 契約金額（税込み）  
18,671,000円
- 7 契約内容  
京都市北部クリーンセンター関連施設の管理、必要経費（共用部分に係る電気、水道料金、電話使用料、テレビ受信料等）の支払、その他センターの円滑な運営を推進するために必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市北部クリーンセンター関連施設（以下「関連施設」という。）は、北部クリーンセンターの建替えに際し、地元便益を目的として建設された施設である。関連施設には、やまごえ温水プールに加え、グラウンドや会議室が設置され、地元住民など多くの利用を得ている。  
京都市北部クリーンセンター関連施設プール管理運営協会（以下「協会」という。）は、関連施設の温水プールの管理運営のために設立された団体で、本市環境政策局適正処理施設部長等が理事を務める。  
本件委託業務は、温水プールの管理運営をはじめ、グラウンドや会議室の貸出業務、更には、公共料金の支払い等、地元便益施設としての関連施設全体の管理運営業務である。  
関連施設は、その建設経緯から、地元地域住民を中心とした利用形態となっており、運営委託先の経営努力により、経済的メリットを見出せる余地は極めて少なく、更には地元便益施設の円滑な運営という行政目的を達成するためには、周辺地域住民との関係上、一定の行政関与が必要である。  
本件について入札を行った場合、委託先が変わることを前提とせざるを得ず、落札業者が地元住民との信頼協力関係を安定して築くことが困難となった場合、関連施設の運営のみならず北部クリーンセンターの運営についても地元の十分な協力と理解を得られなくなる。  
以上の理由から、本件は競争入札による契約にはなじまず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、契約の相手方として協会を選定する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営業務委託（第2期）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設管理課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南部クリーンセンター環境学習施設運営グループ  
東京都千代田区紀尾井町3番23号  
株式会社トータルメディア開発研究所
- 6 契約金額（税込み）  
142,590,800円
- 7 契約内容  
京都市南部クリーンセンター環境学習施設さすてな京都における環境学習サービスの提供等及びそれに伴い必要となる環境学習プログラムの開発に係る業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本施設の運営については、環境学習施設として多くの方にお越しいただくとともに、子どもから大人までライフステージに応じた学習プログラムを効果的に実施し、来場される方々が環境保全行動に主体的に取り組んでいただけるよう専門的ノウハウが求められる。そこで、運営主体には、幅広い環境分野に関する知識はもちろん来場者をターゲットに、高い学習効果をもたらすプログラムの開発能力、環境について深い造詣を持ち来場者の学習効果を高めることができるスタッフを配置するとともに、また、多くの来場者を呼び込むための広報力等が必要であるが、入札による契約では、これらの質を確保し来場者の満足度を高め、多くの方にお越しいただくという目的を果たせなくなる恐れがある。  
については、価格競争を主とした事業者選定ではなく、これまでの環境学習施設等の運営実績と経験をもとにした専門的ノウハウを生かした提案を比較することにより、学習プログラムの開発・提供及び来場促進方策を実施できる事業者を選定する必要がある。  
よって、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」の随意契約を行うことができる場合の基準「2（4） 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの（令第167条の2第1項第2号）」

に基づき随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルを実施し、参加申請書の提出があった1者に対し、選定委員会が選定評価基準に基づき評価した結果、採点結果が一定点数以上（合計点が6割以上）で、かつ、審査委員会において、本業務を適切に遂行できると総合的に判断したことから、株式会社トータルメディア開発研究所、公益財団法人京都市環境保全活動推進協会、株式会社かんでんジョイナスによるコンソーシアムを受託候補者として選定した。

11 その他

本件の契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約である。

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市南部クリーンセンター持込ごみ自動計量システム事前予約及びキャッシュレス決済対応改修委託

2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

3 契約締結日

令和5年7月31日

4 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号  
日立造船株式会社

6 契約金額（税込み）

56,650,000円

7 契約内容

南部クリーンセンターの持込ごみ自動計量システムについて、以下に必要な改修等を行うもの。

- (1) 持込ごみのインターネット等による事前予約受付システム（別途構築）の導入への対応
- (2) 自動精算機によるごみ処理手数料收受のキャッシュレス決済の導入

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本システムのプログラムは、製造業者である日立造船株式会社が独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介して機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は製造業者のみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、公開もしていない。

さらに、部品交換に必要なプログラムについての情報及び特殊部品についても製造業者のみが有しており、他へは供与していない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ(イ)により、システムに関するすべての情報を有している日立造船株式会社と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市東北部クリーンセンター持込ごみ自動計量システム事前予約及びキャッシュレス決済対応改修委託

2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設管理課

3 契約締結日

令和5年7月31日

4 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県尼崎市南初島町12番地の6  
株式会社アセック

6 契約金額（税込み）

27,357,000円

7 契約内容

東北部クリーンセンターの持込ごみ自動計量システムについて、以下に必要な改修等を行うもの。

- (1) 持込ごみのインターネット等による事前予約受付システム（別途構築）の導入への対応
- (2) 自動精算機によるごみ処理手数料收受のキャッシュレス決済の導入

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本システムのプログラムは、製造業者である株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介して機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は製造業者のみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、公開もしていない。

さらに、部品交換に必要なプログラムについての情報及び特殊部品についても製造業者のみが有しており、他へは供与していない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ(イ)により、システムに関するすべての情報を有している株式会社アセックと随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
39,600,000円
- 7 契約内容  
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるJFEエンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市南部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年8月1日
- 4 履行期間  
令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
J F Eエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
73,260,000円
- 7 契約内容  
南部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他色びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設の各設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別等の処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、風力比重差選別機、びん色自動選別機、搬送設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。また、リサイクルセンターの運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム（中央監視盤等）及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置等といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、リサイクルセンター全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。再資源化施設の点検整備及び調整を行うためには、

プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できない。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーであるJFEエンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市北部クリーンセンター他プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和5年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
304,645,000円
- 7 契約内容  
北部クリーンセンター及び北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
北部クリーンセンターは、燃やすごみ等を受け入れ、焼却処理を行うとともに蒸気タービン発電機で熱回収を行う施設である。また、公害防止対策として、自動燃焼装置（ICC）による完全燃焼や湿式ガス洗浄塔、触媒脱硝塔による排ガス処理、排水についても排水処理設備による有害物質の除去を行っている。  
北部資源リサイクルセンターは、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトル（以下、資源ごみという。）を受け入れ、袋や異物を除去し、アルミ缶、スチール缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後に、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。  
いずれも発注仕様書に基づく性能発注により建設された廃棄物処理施設であり、本施設のプラント設備はプラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことからプラント設備の点検、補修、調整等の保守管理業務においては、公開されていない専門的なプラントメーカーの独自技術が必要となる。  
本委託業務において必要な機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため、建設したプラントメーカー以外には契約を履行できるものがなく、契約の相手方が特定されている。  
建設したプラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、

施設的设计・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境エンジニアリング株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号  
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,340,000円
- 7 契約内容  
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市横大路学園プラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年10月1日
- 4 履行期間  
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号  
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,830,000円
- 7 契約内容  
横大路学園プラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は市民が有料指定袋に入れて排出したプラスチック製容器包装を受入れ、袋や異物を作業者の手作業で除去したのち、圧縮梱包処理を施して再資源化業者に出荷する施設である。

本施設は、缶・びん・ペットボトルを中間処理していた横大路学園の工場棟を再整備して使用しており、各設備においては限られたスペースの中に設置可能となるようプラントメーカーが独自の開発技術により設計・製作しており、そのためその形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等が活かされており、これらメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。

また、横大路学園は知的障害者の授産施設であり、各設備の運用上の安全対策には万全を期す必要がある。

これらのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、破袋機、圧縮梱包機、選別設備等の設備に関して、専門的な公開されていないプラントメーカーの独自技術が必要となる。本委託業務において必要な設備及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他者には公開されておらず、再整備したプラントメーカー以外にプラント設備に関する詳細な情報を有する者がいないため、契約の相手方が特定されている。

前述の理由により、当該設備の設計、施工を行ったプラントメーカーである極東開発工業株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度塩化水素濃度等連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地  
環境計測株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,367,000円
- 7 契約内容  
各クリーンセンターにおいて、焼却炉の運転状況を監視するために設置している塩化水素濃度等連続分析計の性能維持を目的とし、機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な定期点検整備を主とした保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該機器は、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、製造業者が独自技術を用いて製造したものである。部品の交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である京都電子工業（株）のみが有しており、指定代理店である環境計測（株）以外の者へは供与していない。  
よって、環境計測株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市北部クリーンセンター整備工事 ただし、耐火物等整備工事
- 2 担当所属名  
環境政策局 適正処理施設部 施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年6月29日
- 4 履行期間  
令和5年6月30日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
63,250,000円
- 7 契約内容  
北部クリーンセンタープラント設備の性能維持を目的に、プラント機器（燃焼室左右壁耐火レンガ、ボイラー下部ホップシュート耐火物）についての整備工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
北部クリーンセンターは、株式会社クボタにより設計・施工された込み焼却施設である。当該施設は、株式会社クボタが独自に開発した技術やノウハウを駆使して設計・施工された総合プラントである。  
本工事で整備する燃焼室左右壁耐火レンガ及びボイラー下部ホップシュートは既設の施設、設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者でないと既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある。  
したがって、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン1-(1)-ア-(エ))により、プラント製造業者である株式会社クボタとの随意契約が妥当となる。  
しかしながら、平成22年4月1日に廃棄物処理関連機器及び施設の設計・製造・販売、アフターサービスメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境エンジニアリング株式会社へ事業移管したため、本契約をクボタ環境エンジニアリング株式会社と締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他







## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市横大路学園供給コンベア散水装置整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
令和5年7月31日
- 4 履行期間  
令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県西宮市甲子園口6丁目1番45号  
極東開発工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,700,000円
- 7 契約内容  
横大路学園供給コンベアの散水装置整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件の対象である供給コンベアは、ストックヤードと手選別コンベアの間にあるコンベアであり、途中にごみ袋を破袋する装置である破袋機を有している。  
本破袋機において、プラスチック類として誤排出されるリチウムイオン電池に傷がつき、供給コンベア内で火災が発生する事案があとを絶たない。供給コンベアは密閉構造であるため、火災発生時はコンベアの入口又は出口から放水することにより消火を行っているが、発火する場所やごみの搬送状況によっては、消火に長時間を要し、施設の安全確保及び安定稼働、さらにはプラスチック類の処理に支障を来すおそれがある。この問題を改善するためには、供給コンベア内の消火対策を設備面で強化する必要があることから、供給コンベア内への散水装置の整備等を行う。  
本装置は当該リサイクル設備の専用設計であり、プラント設備は、集中制御することによって一元的に管理されており、全ての機器が連動して作動することにより、その性能を発揮できるように設計されていることから、各機器は密接不可分の関係にある。  
そのため、本装置の修繕については、一元的に管理するシステムの保守管理を行う者でなければ、適切な対処が不可能であり、履行できない。  
よって地方自治法施行令167条の2第1項第2号（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(エ)）により、一元的に管理するシステムの保守管理を行っている極東開発工業株式会社と随意契約を締結するものである。



9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市東北部クリーンセンター整備工事  
ただし、自動火災報知設備改修工事

### 2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

### 3 契約締結日

令和5年8月28日

### 4 履行期間

令和5年8月29日から令和6年3月29日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区唐橋西平垣町7番地2  
能美防災株式会社

### 6 契約金額（税込み）

46,860,000円

### 7 契約内容

#### (1) 自動火災報知設備

火災受信機、防災表示盤、メッセージ表示機、非常電話等の改修工事

#### (2) 撤去工事

上記工事に伴う撤去工事及び発生材処理

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本工事は、既存の自動火災報知設備における機器の一部を更新するものである。それぞれの機器は密接に連携して初めて機能を満たすものであり、メーカー独自の技術やノウハウを駆使して設計・製品製造及び施工している。そのため他社製品との互換性は保証されないことから、既に使われている設備の製造業者でないと改修できない。

以上のことより改修工事が可能な業者は、既存設備の製造業者である能美防災株式会社の1社のみであるため、同社と随意契約を締結するものである。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

設 計	令和5年7月	工 期	契約の日の翌日から令和6年3月29日まで												
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 50%;">工 事 設 計 書</div> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">工事場所 京都市左京区静海市原町1339番地</p> <p style="text-align: center;">工事名 京都市東北部クリーンセンター整備工事</p> <p style="text-align: center;">ただし、自動火災報知設備改修工事</p> <table border="1" style="margin: 20px auto; width: 60%;"><thead><tr><th></th><th style="text-align: center;">設 計 金 額</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;">工 事 費</td><td style="text-align: right;">50,435,000</td><td style="text-align: right;">円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">工 事 価 格</td><td style="text-align: right;">45,850,000</td><td style="text-align: right;">円</td></tr><tr><td style="text-align: center;">消費税及び地方消費税相当額</td><td style="text-align: right;">4,585,000</td><td style="text-align: right;">円</td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします</p>					設 計 金 額		工 事 費	50,435,000	円	工 事 価 格	45,850,000	円	消費税及び地方消費税相当額	4,585,000	円
	設 計 金 額														
工 事 費	50,435,000	円													
工 事 価 格	45,850,000	円													
消費税及び地方消費税相当額	4,585,000	円													

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外

積算基準	
<input type="checkbox"/> 土木積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準

## 工事設計書（計画概要）

本工事は、「京都市東北部クリーンセンター整備工事 ただし、自動火災報知設備改修工事」である。

### 工事概要

- 1 自動火災報知設備  
火災受信機、防災表示盤、メッセージ表示機、非常電話等の改修工事
- 2 撤去工事  
上記工事に伴う撤去工事及び発生材処理

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	32,517,400	
計			32,517,400	
共通費				
共通仮設費	1	式	1,156,226	
現場管理費	1	式	6,630,535	
一般管理費等	1	式	5,545,839	
計			13,332,600	
工事価格	1	式	45,850,000	
消費税等相当額	1	式	4,585,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	50,435,000	









## 随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度京都市東北部クリーンセンターの大気観測局  
大気中塩化水素濃度連続分析計整備委託

2 担当所属名

環境政策局適正処理施設部施設整備課

3 契約締結日

令和5年8月9日

4 履行期間

令和5年8月9日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地  
環境計測株式会社

6 契約金額（税込み）

8,415,000円

7 契約内容

東北部クリーンセンターでは、市原野児童館内に大気観測局として、塩化水素濃度等連続分析計を設置しており、その性能を維持するため毎年定期点検整備を主とした年間保守管理委託を行っている。そこで、令和5年度の年間保守管理委託の点検時において、塩化水素濃度等連続分析計の根幹部品の測定セル部に亀裂があることが発覚し、また、稼働から20年以上経過しており、その他の部品も経年劣化していることから、機器交換を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該機器は、内蔵された演算プログラムによってデータが処理されており、製造業者が独自技術を用いて製造したものである。交換に必要な技術情報及び交換部品は、製造業者である京都電子工業株式会社のみが有しており、指定代理店である環境計測株式会社以外の者へは供与されていない。よって、環境計測株式会社と随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その1）
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号  
日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
75,900,000円
- 7 契約内容  
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントである。

ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市南部クリーンセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年7月31日
- 4 履行期間  
令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号  
日立造船株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
330,000,000円

### 7 契約内容

ごみの処理を行うためのプラント設備の点検、保守、整備等を行う。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。

ごみ処理施設においては、プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他、プラントメーカーの設計及び設計思想の下にプラントメーカーの指示に基づき、他者が製作した設備等を使用したうえで、これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し、必要な性能を発揮している。したがって、ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。

また、ごみ処理施設の性質上、常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから、各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他、故障や性能低下等の非常事態が発生したときには、故障復旧等迅速な対応が必要であるが、そのためには、各機器の構造等、詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェア（プラント用電子計算機システム）についての知見を有していなければならない。

以上のとおり、本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は、他者には、公開されておらず、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、当該業者と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置及び料金徴収システム  
保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市南初島町12番地の6  
株式会社アセック
- 6 契約金額（税込み）  
12,430,000円
- 7 契約内容  
本システムを常に良好な運転状況に維持するため、各機器及びシステム全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替え、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて行う各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、ネットワークシステムを構築する各プログラムについて正確な技術情報、臨時点検・整備等契約の履行に必要な技術情報を有する者が、システムを構築した株式会社アセックに特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適しないため、株式会社アセックと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



#### 10 契約の相手方の選定理由

本システムのプログラムは、株式会社アセックが独自技術を用いて構築したもので、ネットワークを介しての機器との接続、プログラムの内容等の必要な技術情報は、製造業者である株式会社アセックのみが有しており、本市を含め他の者へは供与しておらず、また公開もしていない。

さらに、交換に必要なプログラム及び特殊部品についても製造業者である株式会社アセックのみが有しており他へは供与していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報をすべて有し、かつ契約の履行が可能な者は株式会社アセックに限られている。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度京都市東北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託

2 担当所属名

環境政策局東北部クリーンセンター

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区吉祥院宮の東町2番地  
株式会社堀場テクノサービス

6 契約金額（税込み）

（予定総額）11,695,200円

7 契約内容

排ガス濃度連続分析計が所定の機能を継続して発揮するよう、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応(点検、部品交換、軽微な修理等)を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

点検対象機器の内部構造について必要な技術情報、各機器の排ガス濃度測定プログラムに関する技術情報、臨時点検・整備等、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、株式会社堀場テクノサービスに特定され、他のものでは契約を履行することができず競争入札に適さないため、株式会社堀場テクノサービスと随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

排ガス濃度連続分析計は、(株)堀場製作所が独自技術を用いて製造したもので、機器の構造、排ガス濃度測定プログラムの内容等の必要な技術情報は、(株)堀場製作所のみが有している。しかしながら、(株)堀場製作所のメンテナンス部門が分社し移管した為、(株)堀場テクノサービスにその技術情報を供与している。

交換に必要な排ガス濃度測定プログラム及び特殊部品についても(株)堀場テクノサービスのみに供与しており、他へは供与、公開していない。

したがって、契約の履行に必要な技術情報等をすべて有しているのは、(株)堀場テクノサービスに限られている。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その1)
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
337,590,000円
- 7 契約内容  
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、建設したプラントメーカーである川崎重工業株式会社のみが必要な技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市東北部クリーンセンター計装設備点検整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年6月6日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から5か月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京徳大寺町1番地  
島津システムソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
44,000,000円
- 7 契約内容  
プラント機器（計装設備）の性能を維持するため、各機器及び装置全体の作動状況等の機能の確認、定期交換部品の取替、点検時に発見した軽微な不具合の復旧作業及びこれらの作業時に併せて各機器の清掃を行う。故障発生時において緊急対応（点検、部品交換、軽微な修理等）を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
各計装機器の大部分は、株式会社島津製作所が設計製作したものであり、これらの製品のメンテナンス部門を担当する島津システムソリューションズ株式会社は、独自の技術が数多く使用された計器等について原理、構造、構成部品の細部に至るまで熟知し、また、保守管理を的確かつ効率的に実施できる技術を有する者が、島津システムソリューションズ株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため、島津システムソリューションズ株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市東北部クリーンセンタープラント設備保守管理委託(その2)
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年9月29日
- 4 履行期間  
令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号清和梅田ビル  
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額(税込み)  
94,600,000円
- 7 契約内容  
プラント機器の性能を保持するために、定期点検及び各種法令に基づく定期検査を受けるための点検整備としての保守管理委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由

本委託業務において必要な設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報は他社には公開されておらず、建設したプラントメーカーである川崎重工業株式会社のみが必要な技術情報等を有している。したがって、契約の履行が可能な者は川崎重工業株式会社に限られている。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市北部クリーンセンターごみ計量機データ処理システム保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号  
クボタ環境エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
33,550,000円
- 7 契約内容  
ごみ計量器データ処理システムの性能維持を目的に機器の点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ計量機データ処理システム保守管理委託は、契約の履行に必要な技術情報を有し、かつ履行できる者が製造業者であるクボタ環境エンジニアリング株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市北部クリーンセンター排ガス濃度連続分析計保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京徳大寺町1 島津製作所N5号館3F  
株式会社島津アクセス
- 6 契約金額（税込み）  
8,217,000円
- 7 契約内容  
排ガス濃度連続分析計の性能維持を目的に機器の定期点検整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
排ガス濃度連続分析計は、株式会社島津製作所が独自技術を用いて製造したもので、排ガス濃度測定プログラムの内容、機器の構造等、契約の履行に必要な技術情報は、株式会社島津製作所のみが有している。  
しかしながら、株式会社島津製作所はメンテナンス部門を持たず、唯一、株式会社島津アクセスにのみ技術情報を供与し、メンテナンス業務を実施させている。また、部品交換に必要な排ガス濃度測定プログラムについての情報及び特殊部品についても株式会社島津アクセスのみに供与しており、他へは供与していない。  
したがって、必要な技術情報等をすべて有し、本件業務を遂行できるのは同株式会社のみであるため、同株式会社と随意契約する。  
なお、以前は当該業務を島津システムソリューションズ株式会社が受託していたが、分社により、株式会社島津アクセスが当該業務分野を引き継いでいる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和5年度京都市東部山間埋立処分地車両管理システム保守管理委託
- 2 担当所属名  
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日  
令和5年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市東成区東小橋1丁目12番10号  
シンワシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,800,000円
- 7 契約内容  
京都市東部山間埋立処分地に搬入する車両を自動計量し、入退出管理を行うための車両管理システムの保守管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
車両管理システムは、一連の設備がすべて連動しており、独自のソフトウェアにより統合・制御されている。同システムを保守・点検するためには、システム全体を制御している独自のソフトウェアを含め、システム全体に関する知識、情報等を有していることが必要である。  
上記の独自のソフトウェア、システム全体に関する知識、情報等は、本車両管理システムを設計施工したシンワシステム株式会社のみが有していることから、本件業務を遂行できるのは同社のみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他